

和昭四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日ごと、
翌日の
翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医の登録
健康保険法による保険医療機関の指定
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
肥料の分析検査の結果の概要
昭和四十一年六月鳥取県告示第三百十九号の廃止
昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号の一部改正
解除予定の保安林にする旨の通知
- ◇教委告示 教育委員会の会議の招集
- ◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施

規 則

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県しゅんせつ船等貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県しゅんせつ船等貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

船 名	実働一時間当たり貸付料
しゅんせつ船 開 運 丸 因 伯 丸	四、一六六円 三、四六八円
えい 船 港 栄 丸	一、四八七円
土 運 船 鳥 第 一 鳥 第 二	四九三円 四六二円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録年月日
大島 隼人	八頭郡船岡町船岡	鳥齒 二六四	昭和四十二年五月一日

鳥取県告示第三百三十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
大島齒科 医院	八頭郡船岡町 船岡	齒科	大島 隼人	昭和四十二年 五月一日	齒科 点数表

鳥取県告示第三百四十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
馬淵 医院	鳥取市材木町一〇六	兵庫、岡山、広島	昭和四十二年 四月二十日

鳥取県告示第三百四十一号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき昭和四十一年七月から同年十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数うち不合格点数
セメント副産加里肥料	小野田セメント株式会社	三〇
なたね油かす粉末	日本興油工業株式会社	六〇
"	吉原製油株式会社	三〇

わたみ油かす粉末	摂津製油株式会社	三	○
大豆油かす粉末	丸全製油株式会社	三	○
蒸製骨粉	不二製油株式会社	三	○
第一種複合肥料	南製油所南由太郎	三	○
	清和肥料工業株式会社	三	○
	日物有機化成株式会社	三	○
	株式会社九鬼製肥所	三	○
	関西日産化学株式会社	九	○
	大東肥料株式会社	三	○
	日本瓦斯化学工業株式会社	三	○
	東洋物産株式会社	三	○
	福栄肥料株式会社	三	○
	日本肥料株式会社	六	○
	三興株式会社	三	○
	株式会社多木製肥所	三	○
	片倉チツカリン株式会社	六	○
	西武化学工業株式会社	三	○
	神島化学工業株式会社	九	○
	協和醸酵工業株式会社	三	○
	宇部化成肥料株式会社	三	○
	窒磷加肥料工業株式会社	三	○
	セントラル硝子株式会社	三	○

鳥取県経済農業協同組合 二七 五

北条町農業協同組合 一

倉吉市農業協同組合 二

名和町農業協同組合 一

東 郷農業協同組合 三

大栄町農業協同組合 一

中山石灰工業株式会社 三

三栄鉄工株式会社 三

東化工株式会社 三

消 石 灰

けい酸質肥料

鉍さいマンガン肥料

鳥取県告示第三百四十二号

昭和四十一年六月鳥取県告示第三百十九号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)は、廃止する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百四十三号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県」を「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 香川県」に改める。

鳥取県告示第三百四十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年五月十六日、

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 小 田 大 吉

一日時 昭和四十二年五月十九日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年五月十六日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年五月二十六日 午前九時三十分から

鳥取市東町 鳥取県警察本内（県庁七階）

鳥取県公安委員会 委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 鳥取市御弓町五三 榎方 久 佳 天

2 鳥取市吉方三〇〇の一 谷 口 諄 晃

3 鳥取市吉方四三八 坂 本 清

4 鳥取市瓦町二二一 河 越 功

5 鳥取市八千代町九 高 天 敏 雄

6 鳥取市立川町三丁目一一五 広 谷 勝

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	
八頭郡用ヶ瀬町大字用ヶ瀬三六	八頭郡智頭町大字字波六二〇	八頭郡若桜町大字来見野六〇五	東伯郡北条町大字弓原六一七	八頭郡八東町大字日下部二九二	八頭郡八東町大字三浦一六七	八頭郡八東町大字北山七三	八頭郡八東町大字北山五八の二	八頭郡河原町大字山手二三七	八頭郡河原町大字渡一木二五三	八頭郡船岡町大字坂田一〇九	八頭郡船岡町大字船岡三八五の二	八頭郡郡家町大字大坪七六の二	八頭郡郡家町大字池田三〇五	八頭郡郡家町大字門尾三〇八の二	八頭郡郡家町大字今市九二五	岩美郡岩美町大字浦富二五六四	岩美郡岩美町大字別所三二六	倉吉市小鴨一二二六	倉吉市小鴨一二二六	岩美郡国府町大字町屋二七六	岩美郡国府町大字捨石一五七	鳥取市横枕四四五の一	鳥取市秋里 君司酒造KK内	鳥取市秋里八一六の一
山本武雄	寺坂勝美	長尾明正	浜本郁	西村一正	保木貞夫	柿坂国武	奥村留次	山田義顕	谷本悟敦	谷口儀	藤原和典	中本功	富永洋	太田憲明	古田芳	井上馨	土井磯男	為計田利	川戸重美	米山豊夫	宮本力夫	尾崎和博	木下英太郎	

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	
岩美郡岩美町大字岩本三七八の四〇	岩美郡岩美町大字岩本一三三七の一	岩美郡岩美町大字岩本二一四三	鳥取市湖山町二九六〇	鳥取市六反田一一九	鳥取市西品治町二区	鳥取市大覚寺六九	八頭郡船岡町大字船岡一〇九九	八頭郡智頭町大字智頭 中国土木内	鳥取市吉方四区七〇七の一	鳥取市湖山町五四五	鳥取市下砂見五六の二	八頭郡智頭町大字大屋三五〇	鳥取市吉方二七七 泉明荘内	鳥取市吉方二七七 泉明荘内	鳥取市吉方二七七 泉明荘内	鳥取市吉方二七七 泉明荘内
吉田悦夫	西山長幸	江副義親	熊谷操	北山守	影井稔	佐竹等	西山武志	植木仲夫	太田篤	薛万吉	熊本弘	田中一明	宋原章学	鯉口穰	尾崎克彦	